

「学ぶ喜び」を最優先にした授業づくり

夢中になれる授業を 子どもたちに

学校教育課 ☎(88)9168

新型コロナウイルスへの感染リスクを減らしながら、子どもたちの学びを守り「主体的に対話的な深い学び」の実現を目指す学校と教育委員会の取り組みを紹介します。

新しい生活様式の下で 今までの学びを振り返る

新しい生活様式の下で授業を再開したとき、多くの先生

が感じたことは、間隔を空けた状態で学ぶ子どもたちの表情が、つらそうなおどろきや不安が、子どもたちは友達と一緒に学びたがっていたこと、互いに支え合っていたことが再認識



リモート授業を活用したスマホ教室(長沼東小)



飛まつ防止パネルを使ったテーブルマナー講座(西二小)

されました。

そこで、この状況でも「学校ならではの学び」を実現しようとして「今できること」は何かを考え、学校教育アドバイザーによる学校訪問や研究会・研修会を行っています。

質の高い授業を目指す

2つの取り組み

授業研究会

学校では、先生たち全員が1つのクラスを参観する授業研究会を行っています。子どもたちが「夢中で学んでいたのはどの場面か」「どんな状況で学びがストップしたのか」「1時間学び続けることができたのはなぜか」など、子どもたち

の姿に注目して授業を見つめます。参観後は、気づいたことを先生たちで共有し、アドバイザーの助言を受け授業づくりを生かしていきます。

教員ジャンプアップ研修

教育委員会では、教職経験の少ない先生の「もっと学びたい」に応えるために、市教育研修センターの指導主事がアドバイザーをしています。令和2年度の訪問は、12月末時点で延べ200回を超え、授業の質の向上を目指す先生たちの「授業づくり」や「学級づくり」をサポートしています。

日々の授業に「学ぶ喜び」を

日々教壇に立つ全ての先生たちは「子どもたちが学ぶことの喜びを味わえる」という思いを授業をしたいという思いを持っていきます。毎日行われている「授業」こそが、学校の様々な教育活動や役割の中で最も大切にしていかなければならぬものです。学校と教育委員会は、これからの「子どもたちのための授業づくり」を行っていきます。

原子力災害に関する情報 詳しい測定結果は、市ホームページをご覧ください。

● 農産物などの放射性物質濃度の測定結果(11月分) (単位: 件) ● 各地区の放射線簡易測定結果(1月4日~13日に測定) (値: マイクロシーベルト/時)

品目	測定値(セシウム)			計
	検出せず	100Bq/kg以下	100Bq/kg超	
野菜	430	1	0	431
果樹類	149	0	0	149
穀類	25	1	0	26
きのこ	3	1	1	5
山菜	0	0	0	0
その他	17	6	2	25
計	624	9	3	636

※100Bq/kg 超の農産物は流通していません。 ☎農政課(88)9139

地区	測定箇所	最小値	最大値	平均値
須賀川	46	0.06	0.13	0.09
浜田	9	0.07	0.12	0.09
西袋	51	0.07	0.17	0.10
稲田	12	0.08	0.12	0.10
小塩江	24	0.06	0.12	0.09
仁井田	32	0.06	0.13	0.10
大東	30	0.06	0.12	0.08
長沼	45	0.09	0.19	0.13
岩瀬	49	0.07	0.18	0.12

☎環境課(88)9130

春の引っ越しシーズンに向けて異動の届け出

手続きはお早めに

進学や就職、転勤などで引っ越しをしたときは届け出や手続きが必要です。引っ越しに伴う住民異動手続きなどについてお知らせします。

市民課 ☎(88)9134

住民異動などの届け出一覧

市役所1階では、総合案内を配置していますのでお気軽にご相談ください。この時期は窓口が大変混雑しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

届け出内容	届け出に共通して必要な物	左記に追加で必要な物(お持ちの場合)	届け出時期
①転入届 ほかの市区町村から転入したとき	印章 届出人の本人確認書類	●転出証明書(前に住んでいた市区町村で発行したもの) ●国民健康保険証 ●国民年金手帳 ●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード	引っ越してきた日から14日以内
②転出届 ほかの市区町村へ転出するとき	1点で確認できるもの (顔写真付きの公的機関発行の証明書) ●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード など	●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険証 ●子ども医療費受給者証 ●印鑑登録証 ※あらかじめ転出先の住所、世帯主、転出年月日を調べてからお越しください。	引っ越し予定日のおよそ14日前から
③転居届 市内で住所が変わったとき	2点で確認できるもの ●健康保険証 ●年金手帳 ●学生証 ●預金通帳	●国民健康保険証 ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険証 ●子ども医療費受給者証 ●マイナンバーカードまたは顔写真付きの住民基本台帳カード	引っ越した日から14日以内
④各種変更届 世帯主や構成が変わったとき	●診察券 など	●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証	変更があった日から14日以内

※届け出は、必ず本人または同一世帯の人が行ってください(代理人のときは委任状と代理人の印章が必要)。

住民異動に伴うその他の主な手続き

住所が変わると下記の手続きが必要になるときもあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

他の手続きも忘れずに!

児童手当
こども課 ☎(88)8114

小・中学校
学校教育課 ☎(88)9168

介護保険
長寿福祉課 ☎(88)8117

上下水道
水道お客様センター ☎(63)7111

障がい者手帳、重度心身障がい者医療
社会福祉課 ☎(88)8112

農業集落排水
経営課 ☎(88)9158

健康診査、予防接種、妊婦健診
健康づくり課 ☎(88)8123

市営住宅
建築住宅課 ☎(88)9152